氷見市農業委員会　定例総会議事録

（平成３０年度　１１月度）

１　日　　時　　平成３０年１１月１日（木）

開会：午後１時５２分

閉会：午後２時１５分

２　場　　所　　氷見市役所Ｃ棟３階　３０１会議室

３　出席委員　　１４名

1番　中葉　　隆　 2番　道淵　　登 3番　山下　壽明

4番　円戸　敏男　 5番　六田　敏夫　 6番　上出　義美

7番　両國　明美　 8番　中嶋　知子　 9番　川上　悦男

10番　寳住　與一 11番　山下　　裕　13番　大澤　昌弘

14番　扇谷　俊彦　15番　松村　　博

４　欠席委員　　12番　江添　良春

５　議　　題　　第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

６　職務のため出席した事務局等職員

３名

局　　長　石田　貢一　　農林畜産課長　野村　佳作

主　　査　清水　徹夫

臨時職員　嵐　由佳里

７　総会の概要

（事務局）　ただいまから、平成３０年度１１月度定例総会を開催いたします。

はじめに、会長から挨拶がございます。

（会長）　　挨拶　（略）

（事務局）　ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を上出委員の主唱に　より、皆様でお願いいたします。

………農業委員会憲章の朗読………

（事務局）　次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第４条により、会長が務めることとなっていますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（会長）それでは、本日の総会に付議する案件は、

第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

です。

□議長（会長）　なお、本日は在任委員１５名中１４名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（会長）　これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、上出委員、山下委員長にお願いいたします。

□議長（会長）　それでは、第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は１件、筆で、申請面積は㎡です。

番号１の申請農地は、氷見市＊＊番の田、㎡です。

譲渡人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）へ譲受人の要望により所有権移転を行うものです。

ご承知のとおり、この地は長年耕作放棄された荒地となっており、譲受人はここを整地し、りんご、もも、ぶどう、くり、梨、サクランボ等の果樹を植栽する予定だと伺っています。

昨年１２月度及び今年の７月度には、この譲受人が、今回申請の周辺の地におきまして、やはり果樹を植栽したいとの内容で申請が出され、許可を受けられた経緯がございます。

譲受人の経営耕作は、㎡となり、先ほども申しましたが譲受人は近隣の農地を経営していることから、取得により農地管理等におきまして、一体的、効率的な利用が見込まれると判断いたします。

以上、今回の案件は、農地法第３条第２項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長（会長）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第１号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、原案のとおり許可を与えることとします。

□議長（会長）　次に、第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件２件につきまして、説明申し上げます。

番号１、地区はです。

この案件は、農地法第５条の規定による許可申請です。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記、現況ともに畑、面積は㎡です。

農地区分は第３種農地で、転用目的が、権利は所有権移転です。

番号２、地区はです。

この案件も、農地法第５条の規定による許可申請です。

譲受人は氷見市＊＊番地（株式会社＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊

番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記、現況ともに畑、面積は㎡です。

農地区分は第３種農地で、転用目的が、権利は所有権移転です。

（引き続き、許可基準について説明）

今回付された案件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いします。

□議長（会長）　質問を受ける前に、先般＊月＊＊日に行いました＊＊委員と当該地区推進委員、事務局員による現地調査について、＊＊委員から報告を受けたいと思います。

（＊＊委員）　　先般＊月＊＊日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件いずれも、隣接地との境界が確定されていること、用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地耕作者からの承諾書及び氷見市土地改良区からの同意書が、添付されています。

以上、今回のすべての案件につきまして、原案のとおり許可相当であると判断したことを報告いたします。

□議長（会長）　事務局の説明と＊＊委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長）　以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会１１月度定例総会を終了します。

～　その他連絡事項　～